

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和元年 1 月 5 日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1 時 20 分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君

教育総務課長	飯塚 裕之君
参生涯学習課長兼事	三瓶 清一君
郡山支所長	斎藤 一宏君
参いわき支所長兼事	三瓶 雅弘君
主幹企画課課長補佐	栗林 政和君
主幹都課課長補佐	廣田 浩二君
主幹産業課課長補佐	坂本 隆広君
総務課主幹兼課長	猪狩 直恵君
総務課課長補佐兼財政係長	大和田 豊一君
生課原対子長課長兼環境課長	渡辺 浩基君
産農業課長兼振興係長	畠山 信也君
総務課総務係長	阿部 祥久君
企企画政策係長	吉田 豊君
税務課課長補佐兼固定資産係長	林 裕司君

#### 職務のための出席者

議会事務局長	志賀 智秀
議会事務係長	猪狩 英伸
議会事務局主査	杉本 亜季

#### 説明のため出席した者

【1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について】

環境省福島地方事務所長	中 尾 豊 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境再生課課長	高 木 恒 輝 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	相 原 百 合 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	江 藤 文 香 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	嶋 田 章 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	藤 田 宏 篤 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	二 井 幸 德 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	荻 野 詩 織 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	相 澤 顯 之 君
環境省福島地方事務所・再生対策部 環境廃棄物対策課業官 環境再生課課長	赤 羽 郁 男 君

## 【2. 特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除について】

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	由 良 英 雄 君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長 復興庁福島島長 復興局次長	師 田 晃 彦 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官	野 口 康 成 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官	栗 本 聰 君
復興庁参事官	佐 々 木 奈 佳 君
環境省福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課課長	高 木 恒 輝 君
環境省福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 建物解体廃棄物処理推進室室長	江 藤 文 香 君
福島県避難地域復興局次長	久 保 克 昌 君

### 付議事件

1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について(環境省)
2. 特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除について(内閣府)
3. 特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備について(健康づくり課)
4. 特定復興再生拠点整備アクションプランについて(企画課)
5. 会計年度任用職員の給与等に関する条例について(総務課)
6. 富岡町森林環境譲与税基金条例について(産業振興課)
7. 町税の課税方針について(税務課)

### その他

1. 住民意向調査2019速報について(企画課)

開 会 (午後 1時20分)

○議長（塚野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府、復興庁、環境省及び福島県職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について、内閣府から特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除についての説明を受けるとともに、町からは特定復興再生拠点区域内の整備に関する説明といたしまして、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備について、特定復興再生拠点整備アクションプランについての2件、12月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、会計年度任用職員の給与等に関する条例について、富岡町森林環境譲与税基金条例についての2件、台風19号等による被災者に対する町税の減免内容を含めた町税の課税方針等についての1件、その他といたしまして、住民意向調査2019速報についての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省、内閣府からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、環境省を代表いたしまして、中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 平素より環境省の各種事業につきましてはご理解、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、まず10月末に中間貯蔵施設の受入・分別施設におきまして、ベルトコンベヤーに挟まれた作業員が死亡するという事故が発生いたしました。安全第一を旨として事業を行うべきところでございますけれども、このような事故が発生したことにつきまして、非常に遺憾に思っているところでございます。今後このような事故を繰り返すことのないように、今回の事故につきましては物理的に作業員の方がベルトコンベヤーに接触できないようにネットフェンスなどの立ち入り防止柵を設置するなど、また従業員に対する教育を改めて徹底するなどの再発防止策を講じているところでございますけれども、引き続き再発防止策に万全を期してまいりたいと考えております。

また、本日この会議では除染、解体工事の進捗状況、復興再生拠点区域における取り組み状況、中

間貯蔵施設への輸送の進捗状況、さらに特定廃棄物埋立処分事業の進捗状況などをご説明させていただければと思います。特に除染、解体関係では復興再生拠点区域における除染や建物解体が本格化してきてございまして、本日この後もまた内閣府からお話をあらかじめ伺いますけれども、2019年度末の先行解除に向けて、環境省といたしましても町の役場、関係者ともよく協議しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） 福島地方環境事務所の高木でございます。私から除染、解体の状況を説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料の1ページ目、ごらんいただければと思います。1ページは、避難指示解除済み区域の状況でございますが、除染関係、フォローアップ除染につきましては、町民からのお問い合わせ案件、また事後モニタリング結果からの抽出案件、それぞれ対応をしているところでございます。

また、解体関係につきましては、申請件数が2,898件中、完了が2,625件ということになっております。固定資産税の免除対象案件というのがございまして、これが昨年の12月末までに申請いただいたものでございます。これにつきましては、今月末までに解体完了するという見込みで、しっかりと動いております。括弧書きとして、申請者都合による延期・保留というものは除いております。

また、2ページ目です。特定復興再生拠点区域の除染・建物解体状況でございます。除染関係につきましては、夜の森先行地区につきましては、ほぼ完了しております。また、A地区については同意取得率が86.8%、道路除染はおおむね完了しまして、農地除染等を実施しております。また、B、C地区につきましても同意が伸びてきておりまして、65.5%まで来ているというところです。工事につきましても試験施工等を行いまして、10月から除染を始めているというところでございます。

また、解体関係につきましても先行地区につきましては218件中181件完了でございます。A地区につきましても申請数308件につきまして解体完了が139件と、半分近くまで伸びているというところでございまして、B、C地区につきましても申請数が68件あります、立ち会いを始めているというところでございます。

以上が除染、解体の進捗状況というところでございます。

○議長（塚野芳美君） 二井さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 私からは、中間貯蔵施設事業につきまして、輸送の状況、輸送進捗と推移についてご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、まずは輸送につきましては、2021年度までに県内に仮置きされている除去土壌につきまして中間貯蔵施設の搬入を目指すということで進めているところでございます。また、今年度は身近な場所からの仮置き場所をなくすということを目指して400万の計画で輸送するということでございます。輸送に当たっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、引き続き輸送対象物の全量管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施してまいるところでございます。

直近の11月末現在で240万m<sup>3</sup>を超えたところでございます。累計では500万を超えたところでございます。あと残り160万につきまして、現在のところ大体月40万ペースの輸送をしておりますので、残り4カ月ではおおむね完了する見込みとなっているところでございます。富岡町の輸送につきましてでございます。今年度の計画40万6,000に対しまして約22万ということで、55%ということで、全体に比べますと、やや下回っておりますが、今後冬期に中通りから浜通りに輸送車両が移行していくことになっているところでございます。

下に、今現在輸送中のもの、今後のものと記載しているところでございます。

めくっていただきますと、棒グラフがございます。これが月々の輸送の数量でございます。富岡町につきましては、11月に4万を超えたところでございます。今現在大体1日70台のダンプが4回転程度回しているということでございまして、これもって12月以降輸送していくと、おおむね40万6,000の輸送が完了ということでございます。

最後のページでございます。これは今現在の輸送のルートでございます。この中で県道小良ヶ浜野上線のところ、夏あたりから相当草木が生い茂って通行にも影響しているということから、先月の22日に伐採等を行いまして、見通し改善を図ったところでございます。引き続き輸送に当たっては安全第一で輸送していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 嶋田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（嶋田 章君） 福島地方環境事務所特定廃棄物処分推進室の嶋田でございます。特定廃棄物埋立処分事業につきましてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

8ページでございます。特定廃棄物埋立処分事業は、平成29年11月の搬入開始から約2年が経過をしたところでございます。搬入量でございますが、先月11月末現在で10万2,000袋余りを搬入をしてございます。直近10月、11月ということで見ますと、10月、少し搬入袋数、少なくなつてございますが、こちらに関しまして10月、ご存じのように台風でありますとか大雨などがございました。特定廃棄物埋め立て処分施設自体には直接的な影響は特にございませんでしたが、輸送ルートで道路の通行止め等ございました関係で、一部予定どおり輸送ができなかつたという箇所もございまして、少し10月、搬入袋数が減つてございますが、11月は少し回復をしておるというような状況でございます。

続きまして、中段、モニタリングについてでございますが、こちらに関しましても搬入開始以降の大きなスケールで見ましても、特段大きな傾向の変化はなく、少しづつ減少していると、空間線量率については減少傾向にあるという状況でございます。台風ですとか大雨の影響というのも特段見られないという状況でございます。

続いて、下になりますが、埋め立て処分施設全体の推移でございます。11月末現在の上空写真を右側に載せてございます。現在処分施設の下流側では8段目の土堰堤の構築作業を行っております。こちらに関しましては、ことし9月より開始をしておりまして、おおむね年内めどに終了するということで、今工程を進めているという状況でございます。

最後のページになります。印刷の向きが変わりまして恐縮でございますが、リップルンふくしまトピックスでございます。11月15日になりますが、累計で来館される方が3万人目に到達をいたしました。3万人目になったのは、新潟県の長岡技術科学大学の皆様でございます。ここ最近ですと、県外からこういった学校関係の皆様、団体でいらしているということも比較的多くなってきてる状況でございます。

また、少し前の話になってしまいますが、8月下旬でございますが、富岡町の中学校の皆様にも授業の一環ということでリップルン、それから特定廃棄物埋め立て処分施設を見学していただきました。

また、秋はイベントめじろ押しでございましたので、富岡町のえびす講市、それからJヴィレッジで開催されましたふたばワールド、それから東京でのシンポジウムなど各種イベントにも出展をしてまいりました。引き続き特定廃棄物埋立処分事業の情報発信を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 県内に仮置きされている除去土壤についてお尋ねします。

このたび台風19号、その後の大雪、こういった自然災害で仮置き場にあった土壤が流されたとか、あとは回収もしたのでしょうかけれども、全然回収できなかつたものがどれくらいあるかとか、そういった富岡町以外のものも含めて教えてください。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） ご指摘いただいた点、報道等でもごらんいただいていることかとは思いますけれども、台風19号に関して、非常にいろいろな被害が出た中、仮置き場に関しましても富岡町内においては被害がなかったのですけれども、特に非直轄エリアといいますか、中通りですとかそういう部分の仮置き場で、例えば川内村ですとか、二本松市、田村市、それぞれ1カ所ずつ仮置き場で流出がございました。特に重さの軽いような可燃物が流されてしまったというようなケースが見られまして、我々もかなり全力でそういった部分を捜索して、回収等を進めつつ、加えて水質のモニタリングも実施しまして、水の中の放射

能濃度には問題のないことは確認しております。ただ、いろいろな皆さんにご不安をおかけしてしまったことは申しわけなく思っております。

数字につきましては、全体で流出推計というのが91袋程度と推計されておりまして、そのうち50袋程度見つかってはおるのでですが、まだ40袋程度未発見というところで、これについては引き続き捜索を続けているというところでございます。今後このようなことが起こらないように、今緊急点検、また有識者を踏まえた検討会等を実施しておりますので、こういった危険のあるところからは速やかに搬出するとか、どうしてもできない場合はどういう応急対策をするか、そういうものを速やかに進めて、今後の梅雨時期、また台風時期の前に、しっかり対策をとるようにしておりますので。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。あるのですか、ないのですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、なければ、この件につきましては質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時37分)

---

再 開 (午後 1時38分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除についてに入ります。

初めに、原子力災害現地対策本部、由良副本部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

由良副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（由良英雄君） お世話になります。原子力災害現地対策本部の副本部長を務めております由良英雄でございます。きょうも会議にご出席をさせていただきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

6月に町からご要望いただきましたJR常磐線の全線開通に伴います先行的な避難指示の解除の範囲案につきましてでございますが、10月1日の全員協議会、この場におきまして、正式に国から避難指示解除をご提案をさせていただき、その後の行政区長会や町政懇談会も通じて、町の皆様のご意見を伺つてまいりましたところでございます。伺ったご意見も踏まえまして、本日改めて避難指示解除に向けた取り組みをご説明をさせていただき、その上でこの先具体的な避難指示解除の時期を町と相談しながら最終的な判断をしてまいりたいと考えてございます。JR常磐線の全線再開と、それに伴う夜ノ森駅の再開を円滑かつ確実に実現するべく、避難指示解除に向けて引き続きしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、どうぞご指導をよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。それでは、特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除についての説明をお願いいたします。

名前を名乗っていただけますか。

野口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） それでは、お手元にあります富岡町の復興に向けた取組についてという資料をもって説明をさせていただきます。

まずは、資料の1ページ目でございます。10月1日に行われました全員協議会におきまして、私どもより特定復興再生拠点区域における先行的な避難指示の解除について提案をいたしました。その後行政区長会、それから町政懇談会におきまして住民の皆様にもご説明し、意見を伺いました。これらの意見を踏まえまして、必要な対応を町と相談しつつ、実施していくこととしております。その上で、具体的な避難指示解除の時期についての検討を町ともご相談の上、進めていきたいと考えております。

それでは、次、資料の2ページ目、3ページ目に移らせていただきます。2ページ目、3ページ目なのですけれども、先行解除に伴う意見と対応状況についてまとめております。大きく防犯対策、放射線、施設整備、提示資料と4つの大きなくくりで分けております。一番質問等多かった防犯対策についてでございますけれども、警備会社による帰還困難区域の夜間パトロールなどを実施予定であります。呼びかけ、周知の面でも広報紙を通じて実施していくことなどを予定しております。

それから、3ページ目にあります施設整備についてでございます。夜ノ森駅にJR東日本がインターホンを設置予定であると聞いておりますほか、再開通後、駅の利用の状況を見つつ、簡易椅子などの設置も検討していくこととしております。そのほか、いただいた指摘への対応方針につきましては、資料に記載しているとおりでございますが、ここから具体的に説明してまいります。

資料の4ページでございます。この資料におきましては、説明として⑦を追記いたしました。それから、前回の全員協議会におきまして、のり面ですとか遊歩道の扱いについてご意見、ご質問をいただきましたので、なお書きにおきまして、その部分を説明を追加しております。

それから、資料の5ページ目でございます。今回の先行解除範囲における除染の状況について、情報の更新あるいは追記を行っております。先行解除の対象となる区域あるいは道路の除染などは全て完了しております。また、前回の全員協議会でご指摘いただきました桜の木の根元につきましては、追加的な低減措置を進めているところでございます。

それでは、6ページに移ります。6ページでは、夜ノ森駅における施設整備の関係と防犯対策について加筆しております。夜ノ森駅の整備という面では、駅の利用状況を見まして、東西自由通路に簡易椅子などの設置を検討する、あるいはJRが改札付近にインターホンを設置する予定というふうなことを聞いております。

防犯対策としましては、来年度から警備会社による帰還困難区域の夜間パトロールを実施することを予定しております。また、個人のレベルにおきましても防犯対策として警察と相談しながら、呼び

かけ、周知を広報紙などを使いまして実施していくことを予定しております。こうした対応を通じまして、防犯対策をしっかりと講じながら、夜ノ森駅を積極的に利用できるように整備していくことを考えております。

それから、7ページ、8ページに移ります。7ページでございますけれども、道路に面する家屋に設置するバリケードのイメージ図を掲載しております。町からの意向を踏まえまして、イメージ図にありますように、フェンスを設置することで高さを175センチにいたしております。人が容易には立ち入れないように防犯上の工夫をしていくことを予定しております。

8ページでございますけれども、ここでは具体的にバリケードの設置の予定位置を示しております。地図に記載がありますように、一部の道路につきましては、歩行者の安全を考慮しまして、利用できる歩道を片方に限定運用する方向で町の調整を進めております。

それから、9ページ、10ページでございますけれども、これは前回お示しさせていただきました空間線量についての参考資料でございます。

資料の11ページでございます。JR線路の線量につきましては、行政区長会におきまして、常磐線が再開通した後に解除済みのエリアで線量の懸念があるという声をいただきましたことから、周辺地域の環境モニタリングなどを引き続き実施していく予定であるということを追記しております。

続きまして、12ページあるいは13ページでございますけれども、これは前回にもお示しました無人ヘリや歩行サーバイの図でございます。前回の全員協議会で、少し色などが見えにくいという声をいただきましたので、色について違いがわかるように検討、変更しまして、見やすくなるように工夫をいたしました。

それから、14ページ以降でございますけれども、これは前回でも少しご説明をさせていただきました、これまでの避難指示解除に至る政府決定などの参考資料でございます。

今後ですけれども、具体的な避難指示解除の時期についての検討を町と相談の上、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料の説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） まず、6ページ、JRでインターホンを設置されるということですが、これそのインターホンをとって話す相手はJRになるのかどうかというのを確認したいのと。

あと7ページ、フェンス、いろいろ意見があつて高くしていただけるのは非常に防犯上は有意義かなと思うのですが、これ強風とかの対策をどのように考えていられるか、例えば道路に固定していただけるのか。ちょっと台風、その他でも強風があると思いますので、そのあたりの対策をどういうふうにお考えかというのをお聞きしたいのと。

あと8ページ、歩道を片方でやむなしかと思うのですが、8ページの上の路線で行くと、歩道を、

ちょっと道路を渡らなくてはいけない箇所が出てきてしまって、このあたり、もし片方でいいと思うのですけれども、どっちか道路を渡らなくて済むような方法はなかったのかどうか、その3点、ご答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 野口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 4つほど質問いただきまして、1つ目がJRとの通話先、それから2つ目がフェンスについて、それから歩道についてでございます。それから、4つ目が道路をまたぐ部分の件でございます。

1つ目なのですけれども、これは通話先はJRの職員となる予定でございます。

それから、済みません。先に参りますけれども、歩道から渡る部分でございますけれども、これ歩行者の安全に配慮してというところでございますが、済みません、もし具体的に何かさらに歩行者の安全上、道路を渡る上で何か考えられるようなことがありましたら、ちょっとまた引き続き町と相談をさせていただきたいと思います。

それから、フェンスに……

○議長（塚野芳美君） 栗本さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） 2件目のフェンスについてのご質問でございますが、フェンスの下側は、通常ほかのバリケードでもついておりますH形鋼にパイプをつなげまして建てますので、風ではそう簡単には倒れないような仕様になっているかと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 私から3点目の歩道の確保について、もうちょっと詳細にお話をさせていただければと思っております。

今ご指摘がありました一橋ゲートから東に来る部分につきましては、私どもどうしても少しでも歩道のスペースは確保したいということから、近辺の所有者の方にはバリケードの設置の意向調査とともに、ぜひ敷地内にもバリケードを置かせていただけませんかという同意を得ながらやっているところでございます。その中におきまして、一橋ゲートの南側につきましては、実はほとんどの家に塀がございまして、敷地の中にゲートを置くことができないというふうな状況でございまして、逆に北側ですと、敷地を活用していただければ歩道の確保ができるということから、このようなことをさせていただいたいたところでございます。

あと2つ目、もうちょっと先に行きますと、今度は北側が歩道の通行ができないということなのですけれども、こちらについてはもともとちょっと歩道の確保がなかったものですから、このような形にさせていただきました。ご心配の道路の横断につきましては、こちらに横断歩道もございますので、そちらを活用しながら横断していただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

インターほんについては、JRがお出になられて何かトラブルがあれば、そこから警察への対応ということになるのかなと思うのですが、その辺ちょっとお聞かせいただきたいのと。

あとバリケード、フェンス、H形鋼同士を単管か何かでつないでしまうというのはすごく有意義だと思いますが、このバリケードを挟んでしまう部分がちょっと弱くなってしまったりするのかなと思いますので、強風とかで倒れなければいいと思うのですけれども、その辺ちょっとお考えいただいて、何かしらの対策をしていただきたいなと思います。

歩道はやむなしということなので、わかりました。その2点だけご答弁ください。

○議長（塙野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） 1点目のインターほんの件でございますが、インターほんの連絡先是JR水戸支社に行くようになっています。水戸支社から最寄りの有人駅、最寄りのあと対策を練って対応すると聞いております。現在富岡駅にもインターほんが設置しておりますので、それがよくわからないこともありますので、夜ノ森駅は無人になりますので、よくわかるようにという要望を出しているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 栗本さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） ご指摘のありました2点目のフェンスと、あと蛇腹のバリケードを設置する際も通常H形鋼につなげて、風で倒れないような工夫をしておりますので、そういうところには十分留意しつつ作業を進めてまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず4ページ、先行的な避難指示解除の対象範囲ということで①から⑧のJRの分、県の分、当町の分の路線、それに基づいた樹木関係、あとは安全対策の防火栓とか、いろんなものがあると思うのだけれども、絶対バリケードの外に行ってしまうようなことのないように、行くときは加工して、何かあったときはそれは使えるようにしてください。

あと樹木関係、一応やるとは言っているのだけれども、根元に限らず、右も3.8メートルまで、なおかつGL2メートルまでは人の安全確保、2.3か、そこら辺法的にあるわけだから、それちゃんと確認して対応するようにしてください。

それと、バリケードの各個人宅の出入り口、これは車が必ず中に入っている間は車道に車とめないような対策をしてください。一部狭いところ、県道部分は狭いから、それに面したところの人が一時帰宅で来たらば大変だと思いますので、わかっていると思いますが。

あと、①から⑧の部分の管理、町であれば町でエプロンに生えた草から、バリケードから、民地側1メートルとか2メートルとか草は生えたまま青くなったり、枯れたり、この管理も内閣府では放火対策の一貫性を持って考えていると思うのだけれども、民地の部分は民地の地主が草刈るのが当たり前に思っているのか、それはできないと思いますから、困難区域だから。そうなると、環境省で内閣府とタイアップして対応してくれるようしてくれないと、そこら辺もこの事業というか、開放に当たっての問題点は全部熟知していると思うのだけれども、どうなっていますか。

○議長（塚野芳美君） 栗本さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） まず、バリケードと防火栓等の関係については、バリケードの位置等については、常に場所については町の確認を経て設置場所を決めておりますので、そういうたった防火栓等への支障がないように、きちんと注意してまいりたいと思います。

また、駐車の問題です。立ち入りの際の駐車については、立ち入りの際の注意という形で町と連携しながら、そういうたった駐車等をしないように注意してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 草は。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 2点目の民地の草の問題でございますが、町におきましても個人の方にできる限り管理をしていただくように一時帰宅の際に除草剤を配布して、それをまいていただくことによって、草が生えてくるのを防いでもらうようなことでお願いしたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、バリケードを置いてゲート、各民地に車とめられるように、これしないと、置かないようにといつても、置くところないから車道にしか置きようがない。そこをちゃんと明確に答弁してください。

あと草の処理も、町で今課長言うのもわかるのだけれども、あくまでも解除区域でなく困難区域の中の話だから、これは無理。10人いるうち1人、2人はやるかもわからないけれども、ほとんどできない状態。やらないではなく、できない状態。だから、解除に向かって内閣府と環境省でタイアップして、責任持ってこの路線は、①から⑧まではしっかりやってもらわないと。万が一やってならないことだけれども、たばこの投げ捨てなんかあって火事になって、困難区域、火事だわといったら、とんでもない騒ぎになるから。

それと、あとさっき質問しなかったのだけれども、環境省いるから、この路線に関係した危険箇所の家屋の解体関係、まだ残っているところ、それなりにあるみたいなのだけれども、今路線見たら。そこはちゃんとやらないと、家主と連絡つかないのなら、つくような方策とってやっておかないと、何か地震、最近また多くなってきているから、2階建てあたりから瓦落ちてきたって大変なことにな

るから。よくどこの路線解放して何するのか、歩いて全部回ってネックになるやつはわかると思うの。内閣府はわからないとしたって、環境省がいるからわかると思うのだ。そこら辺、内閣府とタイアップしてしっかりやらないと、ちょっと無理があるのでないの。

あと、さっき民地側の草の件だけは答弁もらったけれども、官地の部分のエプロンの部分の草なんかは、町でも対応し切れないから。歩道と車道の間から出るやつ、ぶん投げておくと結構出るから、それだって町道だからって町で、町でといつても、そんなに簡単にいかないって。今解除区域だってなかなか大変な状態で職員の人いるのだから。これは富岡の困難区域が解除になるまでは国で責任持ってやってくれないと。そこら辺どうですか。

○議長（塙野芳美君） ちょっと待ってください。国のほうで、ですから繰り返しになるのですけれども、除草、草対策、その件と、それから危険家屋、今回の先行解除の沿線に接するというか、隣接している、その分ちょっとお答えください。

江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 危険家屋の解体についてのお尋ねでございます。現在解体申請が出ている解除の沿道には全部で58件ございまして、44件まで解体が進んでおります。残り3件が作業中、5件がその2工事で今立ち会いを進めているところでございます。そのほか6件になるのですが、こちらは申請者様の準備が整わないなどのご事情がありますが、ここはしっかりと町民の方とコミュニケーションをとりながら、時には町のご協力も仰ぎながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 野口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 民有地の草の件でございますけれども、これ所有者の方のご意向もあるかと思いますので、町あるいは町を通じた所有者の方のご意見を賜りながら、少しどういった対応ができるのかを考えさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 先ほど一時立ち入りに対する路上の車の駐車の件がござました。こちらにつきましても今まで同様、一時立ち入りをする場合には、国に一時立ち入りの手続をしていただきますので、その際にこの地区に入られる方については、十分車の駐車については注意を促すようにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 生環課長、先ほど12番議員から話ありましたけれども、歩道の部分ですか、車道からですからその民地のゲートあけて入る部分。それで、中は個人だというのだけれども、その辺はどうなのですか。全部町もしくは個人で対応できるのですか、そのところ。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 歩道とか官地の部分と接している部分の民地の部分の草の対応ということでございますが、こちらにつきましては個人の土地に関しては個人の管理というのが原則でござ

ますので、そういう方に除草剤を配布をして、個人で管理していただけることを促すというところについては変わりございませんが、そのほか町でできるようなところは今後摸索してまいりたいと考えております。あくまでも原則は個人管理というところが原則であるというところは所有者の方にしっかりと周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） それから、今言ったやつもう一回、町なら町で関係する原課、あとは環境省、内閣府で結果的には最終判断するわけだから、後で町民の人が、通行者が不利益こうむるようなことがないように、ここは県道だから福島県の責任だ、町道だから町の責任だ、どこの責任だって言い逃れするようなこと絶対ないようにして。今の状態では、早かれ遅かれ、町民に許可証を配布するときに言葉で促したって、現地に行って、特に雨とか何か降ったら路駐になるのは100%だから、しかも県道は何回も言うけれども狭いから、しかも大型通るから、これをわかっていてやるのだから、これは許可落としたほうの責任になると私は思います。とにかく配布すればいい、言えばいいというものではないと思うから、困難区域の場合は。そのところをよく国に理解してもらわないと、由良さん、困るぞ。

○議長（塙野芳美君） 由良さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（由良英雄君） 先生のご指摘、除草の話、それから駐車の話、大変大事な問題だと改めて感じをいたしました。駐車スペースをどういうところに確保していくことができるのか、バリケードとの関係で現実的な答えを探すように相談をしてみたいと思います。

除草は、さらに個人の方との関係が出てまいりますので、所有権との関係ございますけれども、定期的な管理ということがどういうふうな形ならできるのか検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これはお願いというか、現状を見てみるとわかるけれども、もし私の今から言うこと間違っていたら訂正しますので。この①から⑧の路線、JR敷きの一部は別として、道路の部分のバリケード関係の設置、もし12月、1月に考えているのならぎりぎりまでずらして、ここをさっき環境省も日付は言わなかったけれども、3月16日まで工期延びているわけだから、それまでぎりぎり工事やるようになるから、下手にバリケードやられたら、その間に町民の人が一時帰宅だ何だと入ってきたときに余計困惑するのは目に見えているから、そこはよく環境省も理解していると思うから、内閣府と調整して。材料は随分入ってきてるみたいだけれども、まさか12月、1月に、これに向かって今環境省所管の工事、解体、除染やっているのをわかっていて、そんなことやらないと思うけれども、もし予定していたら、ぎりぎりまでずらしてください。お願いしておきます。

○議長（塙野芳美君） 栗本さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） バリケードの設置スケジュールなので

すけれども、環境省の解体スケジュールもございますし、あと町で道路の工事も予定されておりますので、そういうスケジュール等を公開しながらスケジュールを組んでおりますので、ご心配のようなことがないようにしていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、第1点目なのですけれども、6ページの防犯・防火対策のところで、パトロールを強化していただけるということで黒線で追加していただいているのですけれども、警察による夜間パトロールの強化というのはわかるのですけれども、警備会社による帰還困難区域の夜間パトロールというのは、これは24時間というか、ゲートが通常閉まっている間の時間帯の中でも、中の警備をしていただけるのかということをちょっと教えてください。

それから、7ページ、8ページで、今12番議員からもあったのですが、現実に道路に近いところに建っている家が多いので、バリケードの解除までに解体の申請が進まなかつたときに、その後で解体になったときに、ちょっと解体が相当しにくくなるような状況が発生すると思うのですけれども、その辺フェンスを結構H鋼でつないでいくとなると、後で解体の部分で出てくる足場とフェンスの間がとれない部分が何か出てくるような感じがしているのですけれども、その辺の細かいところまで考えて、片側というか、バリケードの歩道とか決めているのか、その辺もちょっと聞きたいのですけれども、その2点お願いします。

○議長（塙野芳美君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長復興庁福島復興局次長（師田晃彦君） まず、1点目の警備会社による夜間パトロールについてお答えをさせていただきます。

今のご質問がありましたとおり、通常の有人ゲートがあいている時間以降の夜間に警備会社のパトロールをやるべく準備をしております。具体的なやり方につきましては、町と相談をしているところでございますが、まさに夜間の防犯対策に資するように取り組んでまいりたいと思ってございます。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 2点目のバリケードと解体の関係なのでございますが、現時点でこの近辺に出ています解体申請というのは環境省でもわかっておりませんので、その家屋については優先的にバリケードが完全に張られる解除の前までに解体を進めていきますし、その間内閣府と調整して、できるだけバリケードの設置を後ろ倒しにしていただくというような調整はしてまいりたいと考えております。ただし、解体申請期間はいまだに続いておりますので、どうしても解除以降も、このエリアの解体工事というのはやっていかなければいけないわけですので、その点については改めて個別個別のお宅のバリケードをどうしていくかということを内閣府と相談してまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。要約して話してください。

7番。

○7番（遠藤一善君） まず、パトロールなのですけれども、決めていくということなのですけれども、どの程度の時間で、エリアが相当分かれてしまうので、バリケードで今回。それをどの程度で回ってくる予定にして考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

それから、開通に合わせた解体なのですけれども、解体の申請が全くまだ進んでいない物件も多分あると思うのですけれども、そのエリアのところに前もって環境省からどんどん、どんどんアプローチをかけていくということは特にされていないみたいなのですけれども、そういうことはしていかないのですか。

○議長（塚野芳美君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長復興庁福島復興局次長（師田晃彦君） まず、パトロールの頻度と場所なのですけれども、これはむしろそれを公開してしまうと、逆に防犯対策としては余りよろしくないということかと思いますので、具体的な中身は町と相談しておりますので、答弁は差し控えさせていただければと思ってございます。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 2点目のお尋ねでございますが、確かに解体申請をまだ出していらっしゃらない方の扱いというのは非常に難しいものがございまして、余り環境省の側から解体しませんかというようなアプローチをけますと、気分を害されて、住民トラブル等々に発展することもありますので、そこは慎重に進めたいなと考えておるのでですが、町役場とも引き続きその点はご相談させていただこうと思っております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（遠藤一善君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） パトロールに関しては、夜間パトロール、今公開するのはよろしくないということでしたが、3時間に1回、4時間に1回くらいやってもどうにもならないのです。だから、もう1時間置きくらいに回れるように細かく回っていただきないと、回る順序は毎回毎回変えて自由に回ればいいですから。そのくらいやらないと効果はないです。ぜひ回数を多くしていただくようにお願いします。

あとバリケードを設置したもの、今質問もありましたが、設置した後の解体、この解体は事実上解除するまで無理になってしまうような感じなのですが、その辺は復興庁と話ししながらやるということですが、現実的にできないでしょう。この解除したエリアを出入りに使う場合には、かなり無理があるのかなと思うのです。かといって、申請出ていないところ、早く出せよというわけにもいかない

し、ただそれは別問題としても、今解体申請出ている物件、これはもう完璧に解体を完了させるということで努力していただきたいと。また、後から申請あった場合には、その旨伝えるなりなんなりして、やれるのであれば当然やっていただきたいけれども、その辺は十分協議していただきたいと。

あとバリケードの高さ、これ1.75ですから、H鋼ではかなり強風の場合は難しいかなと思います、堀本議員が言っていたように。そうだとすれば、やはり道路側には絶対倒れないような措置をしていただきたい。といいますのは、民地から了解得て、何か縛れるものがあればそういうものに結ばせてもらえば、道路側には絶対倒れないような状況はつくれるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

あと解除区域内の信号機、これ当然生かすのかと思いますが、赤、青、黄色で生かすのか、点滅で生かすのか、その辺をお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長復興庁福島復興局次長（師田晃彦君） 済みません、繰り返しになりますけれども、頻度につきましては防犯上の観点から申しわけないのですけれども、ご要望を承らせていただいて、町当局とご相談させていただきたいと思ってございます。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 議員ご指摘のとおり、今解体申請の出ているものについては、一刻も早く優先的に進めるということが大事かと思っておりますので、時々申請をいただいている中、まだ片づけ未了であったり、東電賠償未了だったりしますが、解体可能物件については、できるだけ早目に進めてまいりたいと考えおります。

○議長（塙野芳美君） 栗本さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） バリケードが倒れないようにという話ございました。H鋼については、2つ並べまして倒れないように十分配慮してまいりたいと思いますが、ご示唆いただいたような点も含めて、倒れないような配慮というのは考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 栗本さん、このH鋼、ついでですから、何ぼのサイズ、300とか450とかありますよね。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） はい。

○議長（塙野芳美君） それと、もしわかれば重量も、だから倒れないよというような説明いただけるとわかりやすいのですけれども。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） ごめんなさい、今ちょっとその数字を持ち合わせてございませんので、ご容赦いただけますか。

○議長（塙野芳美君） H鋼のサイズもわからないのですか。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（栗本 聰君） 濟みません。今手元に持ってきておりません。ちょっと今……

〔「300だ」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） わかりました。300だそうです。

13番、よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） 信号機。

○議長（塙野芳美君） 信号機はどこ。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。信号機についてでございますが、こちら解除するところに交差する部分がないということでございますので、そのまま生かすといいますか、点滅のままという扱いになると認識しております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 解体物件に関しては、解体申請ができていれば、ある程度電話は入れられるかと思うのです。品物を取り出すものがあるとか意向あろうと思いますが、その辺はやっぱり電話連絡して、こういう状況なものですからということは一報を入れれば早くできる可能性も大なのかなと思います。

あと信号機に関しては、当然対向しませんので、では点滅で生かすということですね。ここに1カ所横断歩道渡ってくださいというところあるのです。この辺は、やっぱり信号重要なのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あとバリケードに関しては、いろんな措置をとって、とにかく倒れないようにしてくださいというお願ひです。

終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

先行的な避難指示解除につきましては、本日も含め、これまで全員協議会などを通し、議論は深まつたと判断いたします。

そこで、これまでの議論を踏まえ、町長に発言を求めたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） さまざま皆さんから課題解決のためのご意見をいただきました。これから私の考えについて述べさせていただきたいと思います。

J R 常磐線再開通に伴いまして、先行的な避難指示解除は震災以降、再開を求めて続けてきた浜通り

全自治体の願いだと思っております。そういう中で、解除範囲や解除後に想定される課題解決に向けた取り組み等については、議会を初め、行政区長会、町政懇談会などで要望を伺ってまいりました。除染検証委員会の提言も踏まえ、総じて異論はないものと受けとめました。鉄道敷地区域及び夜ノ森駅までのアクセス道路の先行的な避難指示解除については、町長として判断したいと思います。

一方で、町の将来を見据え、特定復興再生拠点区域における制限なき活動や、拠点区域以外となつた区域の早期再生を強く求めてまいりたいとも考えております。私といたしましては、こうした意見があるという事実をしっかりと受けとめて、帰還困難区域全域の避難指示解除に向け、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願いを申し上げて、私の意見といたします。

○議長（塙野芳美君）　ただいま町長から避難指示解除の考え方について示されました。さまざまご意見はあろうかと思いますが、議会といたしましては町長の判断を受けとめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　異議なしと認めます。

最後に、原子力災害現地対策本部、由良副本部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

由良さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（由良英雄君）　先生方のご審議ありがとうございました。また、町長からもご意見、ご判断をいただきました。それぞれしっかりと受けとめてまいりたいと存じます。

冒頭申し上げましたとおり、JR常磐線の全線再開と、それに伴う夜ノ森駅の再開を円滑かつ確実に実現するべく、避難指示解除に向けて引き続きしっかりと段取り、取り組みを進めてまいりたいと存じます。避難指示解除後も富岡町の復興に向けて、町の計画に寄り添いつつ、政府一丸となって取り組んでまいりますので、議会の皆様におかれましては、引き続きご指導いただければ幸いでございます。本日はありがとうございます。

○議長（塙野芳美君）　ありがとうございました。

以上をもちまして付議事件2、特定復興再生拠点区域内における避難指示の先行解除についてを終わります。

ここで、国、県の職員の皆様にはご退席をいただきたいと思います。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休　議　　(午後　2時2分)

---

再　開　　(午後　2時23分)

○議長（塙野芳美君）　再開いたしますが、委員からの要求がありますので、14時35分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時23分)

---

再 開 (午後 2時33分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、私より特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備につきまして、そのプロジェクトチームによります検討結果とその方向性を全員協議会資料3によりましてご説明をさせていただきます。着座で失礼いたします。

資料の内容に先立ちまして、プロジェクトチームによる検討の経過についてご説明をさせていただきます。プロジェクトチームによる検討につきましては、8月2日の第1回を皮切りに、同月23日、9月26日、10月25日、11月13日と合計5回行っております。また、9月5日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、班編成による近隣市町村の施設やリフレ富岡の視察なども行ってまいりました。11月13日の検討を行った後、検討結果を町長に報告、11月19日の復興推進会議において、この内容を庁内で共有したところであります。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。まず、1、施設整備に関する全体の方向性といたしましては、「帰還困難区域の復興再生なくして当町の真の復興再生はない」としました特定復興再生拠点区域復興再生計画に明記されましたとおり、拠点区域内に住民の健康増進とコミュニティーの再構築を図るための施設整備が必要であると町としては考えております。こうした考えのもとで、具体的に整備を進めるに当たりましては、町内にとどまらず、広域的な視点で他の類似施設との役割分担を十分に考慮し、かつ真に必要な機能を選択するとともに、これまで議会の皆さんからもご指摘のありましたとおり、ライフサイクルコストの縮減と平準化、経営的視点による総合的かつ計画的な管理を念頭に置いた検討の必要性につきまして認識しておるところであります。

なお書きの部分につきましては、帰還困難区域全体の再生の足がかりとして、また町民の皆さんの希望の光を絶やさないため、避難指示解除時期に合わせた早期の整備を求めるにつきまして、復興再生計画と同じ目標にプロジェクトチームとしても至ったところであります。

続きまして、2、既存施設の取り扱いについてであります。既存施設、リフレ富岡につきましては、その敷地がJR夜ノ森駅、桜通り桜並木、夜の森公園もそうですが、こうした施設に近接しており、立地としても特定復興再生拠点区域内の中心に位置しておりますことから、現在の施設、リフレ富岡は解体撤去をした上で、全体規模を縮小した上で同一立地により施設を整備すべきであると考えております。

続きまして、3、施設に求められる機能・規模につきましては、大きく2点備えるものとしており

ます。まず1点目、温浴施設ですが、施設内に温泉浴場やサウナ、それに付随する更衣室、休憩室、受付、事務室を設置することとし、浴場の使用につきましては、露天風呂や岩盤浴、薬湯、炭酸泉、足湯など、さまざま選択肢はあるかと思いますが、利用者を飽きさせないようなさまざまな形態について、基本構想の際に幅広く検討することといたしております。

次に、2点目といたしましては、健康増進施設でございます。心と体の健康を維持、増進するため全身運動が行えるような健康増進施設を設置することといたしております。

以上、(1)と(2)の機能を備えるとともに、上記2ぱつでもご説明いたしましたとおり、既存施設より全体規模を縮小し、基本構造を平屋建てとして設置することが望ましいと考えているところであります。

次、4でありますが、整備時に考慮すべき視点といたしましては、(1)、車椅子利用者や歩行弱者に配慮したバリアフリーの視点、(2)、太陽光パネル設置やキャッシュレス対応など省エネルギー・省コストの視点、(3)、交流人口拡大に向けたインバウンド対応への視点、(4)、将来的に必要な機能を隨時追加できるようなユーティリティースペースを設ける視点、(5)、町民の誇りである「夜ノ森の桜」を活かしたデザインの視点、この5つの視点につきまして、施設整備の際には十分考慮することとしております。

以上、プロジェクトチームの検討結果をもとに、1ぱつ、2ぱつの部分を基本的な方向性といたしまして、施設整備を行ってまいりたいと考えております。

施設の詳細につきましては、今後検討を進めまして、進捗に応じて議会の皆様にもご報告、ご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 今回リフレ富岡の整備についてということなのですが、前々から私もいろいろと質問させていただいて、余り積極的にはちょっとどうかとお話しさせていただいたのですが、前回一旦調査等を中断するというお話を聞いて、ゆっくりと、じっくりと検討されるのかなとは考えていましたけれども、ここに来て急にこういった整備についてということで出てきたので、ちょっと驚いてはいるのですけれども、後に出てくる新たなにぎわいづくりの中にも記載されていますけれども、特定復興再生拠点の区域内の目玉にしたいというのは十分私も承知はしております。

ただ、現実的に今現在富岡町内的人口密度を見て、特に曲田地区には町営住宅があれだけあって、たくさん高齢者がいらっしゃる。そういう中で、わざわざ建てかえて、夜ノ森の駅の近くの今まであったリフレ富岡の跡地に縮小して建てるということは、わからないではないですけれども、町内の町民全般的なことを考えた上で、ここの全体の方向性の中にも書いてあるのですけれども、「区域内

の拠点施設として住民の健康増進とコミュニティの再構築を図るための施設整備が必要」という。そうすると、これ区域内だけのためにやるのでないかとちょっと私としては理解してしまうのですけれども、この辺はどのようにお考えでこういった記載をされているのか、ちょっとと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） まず、ご指摘をいただいておりました立地場所の件については、前回の全員協議会においても議員からご意見をいただいていたところであります。この点につきましてはプロジェクトチームにおいても検討させていただいたところであります。まずは、もともとの走りが拠点区域の中に健康増進施設というところから始まったということは前回もお話をさせていただきましたが、その上で検討を行ってきたところであります。結果といたしましては、今回同一敷地を利用してということになったわけでございますが、議員のご指摘のとおり、現在富岡地区に人が多くいることについては承知をしているところであります。その一方で、前回の全員協議会でほかの議員からもそういった意見についてはわかるけれども、富岡地区に集中させるべきではないというふうな意見もいただきしております。なおかつ現在進めているアクションプランに基づいて全体的な整備をすると、求めるというふうなお話もいただいたところで、そういったところ、全体的に検討したことであります。その結果として、今回のような方向性を考えたわけでございますが、まず別なところの敷地を求める場合には、また敷地の選定から入らなくてはいけないというところで時間的にかかること、それから町有地の有効的な利活用という点からも、もともとあるところにつくるほうがよいのではないかというふうな結論に達したところであります。

また、資料の記載につきましては、申しわけございません、そういう見方ができるような書き込み方をしてしまったことにつきましては、私のミスでございます。この地域だけではなくて、当然ながら、富岡町の施設でございますので、富岡町全体を振興していくようなものとして整備していく考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） おっしゃっていることは十分承知はしているのですけれども、ただ例えば場所についても跡地であれば早く見つかるとか、時間がないからそうせざるを得ないような状況に私は聞き取れるのですけれども、そういうことだけで急いでつくるためにここだというのもどうなのかなと私は思います。町民全員の意見を例えば聞いたとすれば、やはりその中の富岡町内に今住んでいる方全員の意見をもし聞いたとしたら、多分この場所ではちょっと不便だと言う方が私は多いと思います。そういった今後いろいろな建物がどんどんできていますけれども、町民目線でもう少し考えていただければ、ここにつくるべきではないと思うのですけれども、その辺は町長、どのようにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（富本皓一君） 議員も十分富岡町の現状というものは認識していると冒りますが、旧富岡だ

けが発展すればいいという富岡町では決してございません。これ均衡ある土地利用、そして発展というものを継続的に進めていかなければならないと思っております。そういう意味では、今回困難区域の中で特定復興再生拠点と位置づけられた夜の森地区に、では何をもって目玉にするか、そして富岡町の富岡駅前だけがにぎわえばいいのかと、そういうことでは決してないと私は思っております。そういうことで、検討委員会の中でもそれらがあって、当然夜の森に、との位置に整備すべきだということありますから、この辺についてはご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） これも町長がおっしゃっていることは十分承知しております。富岡に集中するのは、やはり夜の森に住まっていた住民にとっては納得がいかないということも十分承知しております。ただ、現実を見ていただかないと、今後の富岡町を運営していく上で、以前からもコンパクトシティなんていうお話もありましたけれども、やはり余りにも広がり過ぎて、今後町として職員もそれを維持していくために本当にやっていけるのかというところを私は懸念しているわけなのです。ですから、そういった町民目線で、特に今回夜の森地区の方の意見を尊重するという形にはなると思いますけれども、今後の長い目で見た上で、本当に果たしてそれでいいのかというところまで検討委員会の中でちゃんとしっかりと議論しているのか、その辺をお聞かせいただきたいのと。

例えばこれが決まったとして進めていく上でどのぐらいの規模、これ規模は縮小と書いてありますけれども、どのぐらいの額で、どのぐらいの規模で、それがわからないと、やはり我々としても規模を小さくするといつても、それなりの額はかかるでしょうし、ランニングコストがどのぐらいかかって、業務委託になると思いますけれども、どのぐらいの額で業務委託するのか、その辺までお聞かせいただきないと、今後の予算というか、町の税金を使うわけですから、そこまでやはり聞かせていただきたいのです。その辺も含めてお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、ちゃんと将来を展望した議論をしているのかという点でございます。既存の施設、リフレ富岡につきましては、皆さんもご承知のとおり、なかなかの経費がかかっておったものでございまして、それをペイするのに苦慮していたというところについては、そのとおりでございます。そういった事実を踏まえて主に検討を行っておりますので、資料にも記載させていただきましたが、ライフサイクルコストの縮減と平準化、それから経営的視点といったところについては、当然必要であるという認識のもとに検討を行っておりますので、それを踏まえまして施設の整備、それから管理運営にも反映させていきたいと考えております。

それから、財源につきましては、まだ調整中というところではありますが、電源立地地域対策交付金が充てられれば、そちらを充てていきたいと考えておりますので、そちらについても引き続き検討を進めたいと考えております。

それから、整備の額とか規模につきましてですが、この点につきましては、まずは今回方向性をお示しさせていただくというものでありますて、当然職員だけのプロジェクトチームの短期間の議論だけで全体のものが決まるというものではございませんので、冒頭説明のところでも申し上げましたが、今後しっかりと検討させていただいて、必要に応じてまたご相談をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今いろんな話が6番議員からもあったのですが、富岡町全体を考えていったときに、桜並木の観光資源、あと夜ノ森駅、そしてその中央にリフレということで、やはりリフレの整備というのは非常に夜の森地区にとっては必要であると考えております。高速道路からも近いですし、立地面では非常によくなっていると。確かに現在帰還困難区域ですので、夜の森にまだ人は住んでいないわけですけれども、決して夜の森に100%の人が戻らないと言っているわけではありませんので、そういう人たちが少しでも戻っていって、富岡の交流人口がふえていくということに関しては、リフレ富岡というのの整備は必要なことだと考えております。

その中で、1点ちょっとお聞きしたいのですが、4番の整備時に考慮すべき視点というところで、バリアフリーの視点という言葉で書いてあるのですけれども、福祉課ですので、この辺の言葉、間違っていないと思うのですけれども、やはりこれからの後々のことを考えれば、健康づくりというのはお年寄りだけではなくて、若い人も含めてということでいけば、やはりユニバーサルデザインの視点という考え方で進めていくべきではないかなと考えるのですけれども、その辺についてはどういうふうなお考えでバリアフリーの視点と書かれたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。この整備時に考慮すべき視点の第1につきましては、記載のとおり、車椅子の方とかそういった方に配慮した視点が必要であるというところがまず念頭にあったために、バリアフリーというふうな記載になっております。

議員のご指摘のとおり、全体を見渡せば、ユニバーサルデザインという視点につきましては当然不可欠でございますので、この資料には記載をしてございますが、実際の整備に当たりましては、ご指摘あったような視点を当然ながら踏まえて行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） いいですか。

○7番（遠藤一善君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 私も6番議員の早川議員と全く同じ考え方で、私もリフレの目の前に住んでい

て、夜の森の発展を願っている者なのですけれども、アーカイブで年間4,000万円の維持費がかかるとか、やはり町の財政を考えたときに、確かに今のリフレをそのままリフォームではなくて、解体して縮小する、身の丈に合った大きさにする、これは考えが通ったのかなと思って安心しているのですけれども、ぜひまだ決まっていないこともいっぱいあると思うのですけれども、町からの持ち出し、これがないように、どこの業者がやってくれるのかちょっとわかりませんけれども、確かに交付金で箱物はできます。だけれども、ランニングコストは町持ちだということを私らよりも課長のほうがいっぱいわかっていると思うのですけれども、やはり自主財源が少ない中でどうやってやっていくか、利用客はどれくらいになるか、そういうことも細かく検討した上で、財政の面も前面に出して考えてほしい、そのようにお願いしたいのです。

○議長（塙野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。ただいまご指摘をいただきました既存のリフレ富岡につきましては、年間の指定管理料だけで1億6,000万円かかっているような施設でございましたので、当然ながらそういったものを踏まえまして、今回規模を縮小して、なおかつ身の丈に合ったような施設をということで考えたところであります。

ご指摘のとおり、財政面につきましては、施設について当初から検討すべきこととして考えておる点でございましたので、今後整備だけではなくて、ランニングコストの面につきましても持ち出しが少ないような、できるだけ財源を探して行っていくような形で検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 健康増進センターですが、当初富岡も解除に向けてコンパクトシティーということで役場庁舎から2キロで円を書くような想定で動き始めたわけですが、当然そのときには復興拠点整備なんていう言葉はまだ出ていなかったし、その後の執行部やら皆さんの努力で拠点整備ということで夜の森ができるようになったということですので、当然核となる目玉が必要だと思うのです。

私、常日ごろ考えるのは、行政の建物が何かできればその周りには住居が広がっていく、最終的には町並みを形成していくということで非常に必要な部分だと思うのです。今回リフレは解体して、身の丈に合った施設にするということで私、大賛成なのです。それで、後の維持管理費を考えた場合に、当然今の跡地に増進センターをつくるとすれば、温泉施設は今の井戸を使うのかなと思うのですね、温泉井戸。その温泉井戸もかなり財政を圧迫するようなポンプとか塩分が強いためにそういう状況があろうかと思うのです。その辺もやっぱり今から検討すべきなのかなと。使う使わないは検討後に決めればいい話であって、年間どのくらいのコストかかるか、あの井戸を使うことによって。その辺も大きな視点かなと思いますので、ぜひでき上がってからの維持管理費を想定していった場合には、そういうことも重要だと思いますので、ぜひ検討課題に含めていただきたいと。

ただ、私が思うには、当然あの井戸は使ってほしいのです。それで、使うためには維持管理費を縮減する何かがあれば、そういう部分をつかまえていくのも一つの方法だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。ご指摘ございました温泉の件でございますが、当然ながら避難からもう8年9ヶ月たっておりますので、なかなかそのまま使うというのは難しいと思いますので、一度掘り出しあはしなくてはいけないと思うのですけれども、使えるものは当然ながら使っていきたいと思っておりますし、必要な工事については、また行っていくということになりますけれども、先ほどから幾つもいただいておりますとおり、コストについてはできるだけ抑えた形で整備を進めて、なおかつ維持管理費も抑えていけるようなことで考えていきたいと思っておりますので、そういう点、十分踏まえまして検討を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。

課長、以前のリフレ富岡の場合に、泉源がカルシウムが多くて、年に2回ぐらいでしたか、ポンプの清掃やら配管の清掃をやっていて結構な金かかっていたわけですけれども、その辺も含めて検討されたのですか。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまの件につきましては、既存の施設について経費がかかっていたことについては承知をしておりました。今後につきましては、当然ながら先ほど申し上げましたとおり、もう一度掘って、ポンプを上げて、状況を見てということになりますので、コストについては、かかるてくるものについてはかかると思いますけれども、詳細については今後の検討とさせていただきたいと思っておりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 井戸の件に関して、今課長は復活させるまでの経費を言っていましたが、復活させるまでは当然使うとなればかかるのです。かかるだけはかけなくてはならない。その後に半年に1回とか掘り上げて掃除とかしていましたので、そういう経費がどれだけかかるか検討してやっていかないと、その分は丸々かかっていきますので、その辺十分検討してくださいといった意味なのです。

あと本来ここの場に出てくるときには、予算はともかくとしても、規模は大体2,500人とか3,000人町民を想定した場合には、大体このくらいの規模でつくりたいとか、このくらいの規模で検討を今課題としているとかというのを出してもらわないと、これでとりあえず議会側はゴーサイン出るわけですよね、つくるように進めましょうということで。だから、そのくらいまでは本当は出していただければ、我々としてもありがたいのです。今後の検討課題でいいですけれども、今後何か新たなものが

できるときには、そのくらいまではお願いしたいと。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 大変失礼いたしました。維持管理につきましては、先ほどご指摘ありましたとおり、掘った後、使い始めた後の維持管理にかかるということについては、当然かかってくるものだと思っております。当時一番最初につくったときからしますと、もう20年以上たっておりますので、例えば材質であったりとか、維持管理費の方法について、新たなものが当時のものと違うやり方があるのかどうかということにつきましては十分検討させていただきまして、できるだけコストのかからない方法を探していきたいと考えております。

それから、ただいまの具体的な部分についての提示ということで、先ほどもご質問がございましたが、あくまでも今回ご報告させていただいているのは施設整備の方向性ということでございまして、施設の具体につきましては、繰り返しになりますけれども、これから詳細を詰めていく状況でございますので、その都度またご相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長、泉源のことはちょっと違うのです、話が。かかるものはかかるのだなんて開き直ると困るのですけれども、ですからあのときに、リフレの時代に半年に1回清掃するのに相当な金額かかった……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ちょっとお持ちください、私がしゃべっているのですから。

そこで500万円かかるのだと1,000万円かかるのだとわからないけれども、それも含めて検討すべきだという話をしているのであって、町長、発言あるのですか。

町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、全く出ない化け物を怖がっているような状況だと思います。ケーシングそのものは300のケーシングが入っていますから、これらについては生きているものだと私は思っております。これから掃除もしなくてはいけませんし、それから一番底に入っているポンプも交換しなくてはいけません。それから、ポンプから上がってくるホースももちろんそうだと思います。これらについては、今課長が言ったように、こういう方向でつくっていきたいということで、私も夜の森地区が拠点となると言ったのは、ただ温泉があるから拠点ということではなくて、これ夜の森地区に商店とか生鮮食料品の販売所できると思いますか。今の状況ではなかなか難しいでしょう。そういうことであれば、この中に直売所を設けたり、さまざまなことをやってはどうだ。そして、そういうことで検討してみてくれないかということで私からやっているのです。だから、その辺まだ方向性ですから、これから具体案が出ます。そのときに、ああ、それでは全く沸かし湯がいいよというのであれば、そのほうに切りかえますし、まだまだ今検討課題の中のものもいっぱいありますので、今回夜の森地区に、あそこにリフレとして少し規模は小さく、それから平屋建てでこのぐらいのものをつくりたいという方向性でありますから、この辺について、この後皆さんにおおよそのものが出た

ときにそれをお示ししますし、相談します。そのときに、これはだめだとはっきり言つていただければいいのです。まだ方向性が固まらないうちに、これはだめだ、あればだめだと言われたら、本当になかなか計画が進まないと思いますので、その辺どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） これ以上あれしても水かけ論だからやめますけれども、出ない化け物の話はしていません。現実にリフレをやっていたときに、年2回カルシウムが固まってしまって、掃除しなくてはいけなくて経費がかかっていた、その話でたまたま泉源の話をしただけであって、もうこの件はやめます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時03分)

---

再 開 (午後 3時04分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、特定復興再生拠点区域アクションプランについての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、特定復興再生拠点区域アクションプランについて説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

現在町では、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいた除染や建物解体、インフラ整備事業に取り組み、令和5年春の避難指示解除を目指しております。このような中、町民の皆様に帰還が困難な地域から交流が深まり、居住し、生活できる地域へとイメージを変えていただけるよう、拠点区域内の再生する絵姿やソフト事業を掲げた特定復興再生拠点区域アクションプランを今年度内に策定することを目指しております。

本日は、夏開催の意見交換や総合開発審議会、役場内の意見を取りまとめた素案を説明させていただきます。

なお、先ほどの案件であります健康増進施設の整備の中でもご意見いただいておりますので、今後またアクションプランの作成に生かしてまいりたいと考えており、改めて別な機会、1月にでもそういう機会をいただければありがたいと考えてございます。議員各位のご意見やご指導をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、吉田係長より説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課企画政策係長（吉田 豊君） それでは、お手元の全員協議会資料ナンバー4に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。左上、はじめにではございますが、アクションプラン策定の趣旨等を記載しております。

さらに、右上の対象エリアでございますが、帰還困難区域内の国道6号線西側を中心としました特定復興再生拠点区域としているものでございます。また、本アクションプランは、“くらし”の再生、新たなにぎわいづくり、健康づくりの3つの柱をもとに取りまとめており、その概要をここでお示ししているものでございます。

続いて、ページをお開きください。こちらのページでは、整備概要イメージを鳥瞰図としてお示ししているものでございます。また、下段には再生・発展にむけた三本柱、町内外とのつながり、教訓を生かした防災の観点から、本アクションプランの概要を体系的にお示ししているものでございます。

続いて、ページをお開きください。こちらのページでは、“くらし”の再生についてお示ししているページでございます。まず、左側は住まいの再生として、町営住宅新田団地について、令和5年春ごろを目指して復旧していく考え方を記載しているものでございます。

また、右上には“便利な”くらしとしまして、買い物環境の整備について記載しております。これは、意見交換会の中で夜の森エリアは、そのエリア内だけで生活ができる環境が整っており、従前の姿に戻してほしいというようなご意見も踏まえまして、規模感は別として、拠点区域内に何らかの買い物環境を整える必要があると考えているものでございます。

右下の“安全な”くらしとしましては、双葉警察署、夜の森駐在所の再開や常磐線全線再開通に合わせて警官立ち寄り所を設置していくほか、地域目線での防犯対策に努めていく考えでございます。

続いて、ページをお開きください。こちらのページには、新たなにぎわいづくりについてお示ししているページでございます。まず、左上でございますが、夜の森公園、桜並木、健康増進施設の3施設の連動により、この地域から町全体ににぎわいを広げていくことを記載しているものでございます。

また、左下の夜の森公園では、多世代間の交流や四季を通じたにぎわいという視点で公園を整備していく考え方を記載しているものでございます。

右上の桜並木は、後生に守り、育て、つないでいくという観点から、植樹帯の整備を含む桜並木の改良や適切な維持管理を実施する考えでございます。

また、右下の健康増進施設としましては、前段の付議事件において、健康増進施設の整備について、今後の施設整備の方向性について、ただいま健康づくり課から説明させていただいたところであります、現時点では誰もが気軽に集える空間とすること、さらに町内周遊へと広げる情報発信スペースを設置していく考え方を記載しているものでございます。

なお、こちらの内容につきましては、前段で議員の皆様からご意見等をいただきました内容を踏まえまして、引き続き調整してまいりたいと考えております。

続いて、ページをお開きください。こちらのページは、健康づくりについてお示ししているページでございます。左側の健康増進施設としましては、にぎわいづくりと同様に、引き続き調整中となっておりますが、現時点におきましては温浴施設や身軽にランニングを楽しめる環境づくりの一環として、更衣室等を備えたランナーズステーションを整備する考えでございます。

また、右側の夜の森つつみ公園でございますが、自然を感じながら、ランニングやウォーキングなどを楽しむことができる公園として整備する考えでございます。加えて、先ほどのランナーズステーションをスタート地点とした地域を周遊するランニングモデルコースの設定や走行、歩行距離が確認できる案内板を歩道上に設置するなど、住みながらにして健康への意識が高まるまちづくりを進めていく考えでございます。

続いてページをお開きください。左側は、公共交通機関として、JR夜ノ森駅の整備イメージや路線バスや常磐線を通した近隣町村や解除済み地域との連携により、にぎわいの創出を図っていく考えを記載しております。

右側は、蓄電設備を備えた住宅の推奨や給水・充電ステーション整備の検討など、震災を教訓として災害に備えたまちづくりを推進していく考え方を記載しているものでございます。

続いて、ページをお開きください。これまでのページは、ハード事業を中心記載しておりますが、ページ左側には再生・発展に向けた取組としまして、生活環境整備、にぎわいづくり、医療・福祉、営農再開の観点からさまざまなソフト事業について記載しているものでございます。

また、右側でございますが、上下水道や道路といったライフラインの復旧予定を記載しております。

続いて、ページをお開きください。左側には、拠点区域の除染としまして、除染完了予定時期や現時点における線量の分布図を記載しているものでございます。

また、右側でございますが、これまで説明させていただいた内容を中心とした工程表を記載し、避難指示解除までに実施すること、さらに避難指示解除も含めて取り組むことなど大まかなスケジュール観をお示ししているものでございます。

資料の説明は以上となりますが、本日議員の皆様から頂戴するご意見等を踏まえまして、さらに検討を深めてまいり、最終的には今年度末までにアクションプランとして策定してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 資料の一番後ろ、ページ入っていないところだけれども、特定復興再生拠点区域の除染ということ。全体工程の中で、上から2番、除染のフォローアップ除染となっているのだ

けれども、これA工区なのだと、B、C工区なのだと。

あと双葉警察署、夜の森駐在所、令和4年の終わり、5年の初めで再開予定となっているのだけれども、これ工事発注しているよ、県では。

あと夜の森公園着手となっているのだけれども、この着手の意味、何だか。

あと夜の森つつみ公園、令和4年の終わりに着手、さっき説明で園庭の周りのマラソンどうのこうのと言っていたのだけれども、これ今現在の環境省とかの工事に合わせていくと、今言ったやつが合わないのだけれども、合わない理由を教えて。

ちなみに、左側の令和3年10月までにおおむね云々と書いているのだけれども、A工区の今最初にやっているやつは、来春3月の16日の工期まで延びたし、B、C工区は今ようやく始まったのだけれども、これが当初同じ3月16日あたりの工期のやつ、事故繰越はあり得ないと思うから、あっても令和3年の3月31日までしか引っ張れないと思うのだけれども、ちょっとここら辺考えると、この資料、今言ったやつは合ってこないのだけれども、どうなっているのか。

○議長（塙野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず、1点目の除染の工程についてご説明いたします。

こちらの資料の除染の部分で、令和3年度の真ん中あたりまで全てその後フォローアップ除染ということでございますが、これもA、B、C地区全ての終わりがここだというところで、そこから先是フォローアップ除染が入るというような意味でございます。それ以降の除染の工事のスケジュール等につきましては、再度また環境省には確認いたしますが、それ以降も工事が行われるということで聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（栗林政和君） 私からは、夜の森公園とつつみ公園の着手という部分の記載についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、誤解を招くような表現もございますが、整備の方向性の検討も含めてといったものをしっかりと考えていくという部分ですので、これからまだ調整をしていく段階ではございます。なので、ここでは着手というような考え方でご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 私からは、駐在所の件で説明させていただきたいと思います。

駐在所につきましては、“くらし”の再生の右下に記載してございますが、ただいま警察署の見解といたしましては、「避難指示解除に合わせ、夜の森駐在所の再開を目指します」ということを表現してございます。この点については、特例宿泊等とも考えますと、先にその時点でできるように私たち町は求めているところでございますが、見解として双葉警察署はこのような形で発表しているもの

ですから、このような形でさせていただきました。スケジュールも同じでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、よろしいですか。

○12番（高橋 実君） つつみ公園は。

○議長（塚野芳美君） 今つつみ公園も夜の森公園もと言われたけれども、もう一度つつみ公園。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 除染のこのスケジュールから言うと、A工区は令和2年3月16日で終わりだから、終わるのに合わせて早目に事後測定数値もらって、内閣府ないし環境省と話して、A工区から順次フォローアップ、絶対高いところあるわけだから、かかるようにしていけば、どんどん工程が詰まると思うのだ。その点お願いしておきます。

あと双葉警察署は多分来年3月工期で改修工事終わると思うのだけれども、それも一応今の県警の資料ないし話でそう書いているのでしょうかけれども、ただあそこは困難区域の部分に入っているから、だからそこら辺で全体解除、A工区見た状態でこの令和4年、5年の間に使用再開が来ているのだからわからないけれども、あとは夜の森公園にしても、夜の森つつみ公園にしても、さっき解除の中で話したと思うのだけれども、やらなければなること町の分あるわけだから、人が使用するに当たって。そこら辺抜けないように。樹木で言えば、根元といえば根元だけしか気にしないで、人の地上だけ何ぼまでか管理しなければならないとか、車が3.8メートルまで管理しなければならない、何しなければならない、かにしなければならないというのはいっぱいあるわけだから、町だって原課があるわけだから、どの原課なのだから、課長会やっているからここで聞けばわかるわけだし、調べてもらえば答えなんかすぐ出てくるわけだから、そこら辺もあわせてやって、そしてちなみにA、B、C、3工区で考えているのが令和3年3月で、それ以降は事故繰越になるから、何かの資金の手立てがない限りは延長はできないわけだから。そこら辺もあわせて、このスケジュールで3年3月以降、継続してやってもらえるのだという根拠があるのだったら教えておいてください。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの除染の工程につきましては、こちら特定復興再生拠点区域の整備推進会議においても環境省からもきちんと工程を示されております。今後のそういう工程、どんなふうに進められるかということにつきましても、我々でもしっかりと確認してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今議員よりありました利用する方々の不便を来すなよということを受けましたので、しっかりとその点については詰めていきたいと思います。

また、生活環境課長からも除染というものがキーになってきますので、そこは環境省と工程を詰め

ながら、しっかりとスケジュールに落としてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 健康づくりのところでちょっと質問です。先ほど健康増進施設でちょっと厳しい意見もありましたが、こういうふうにつつみ公園であるとか、ランニングであるとか、ウォーキングのコースができて、そこのランナーズステーションで使えるというのは非常にメリットがあるのかなと思います、非常にいいことだなと。ランニング、ウォーキングとプラス最近サイクリングなんていのも結構やられている方も多いのかなと思いますので、これランニング、ウォーキングもそうなのですけれども、コースづくりがちょっと大事かなという感じがして、四季折々の花や緑を眺めながらって、すごくいいことだと思うのです。だから、こういったところがきちんと整備されて、ここにランニングしに行こうかなとか、ウォーキングしに行こうかなとか、もしくはサイクリングコース、そこそこ走りがいのあるコースだと人が集まって、交流人口の増加につながって、なおかつ汗をかいて、そこの健康増進施設で汗を流せるなんていうのができれば非常にいいのかなと思いますので、ここはランニング、ウォーキングになっていますが、サイクリングは入るかどうかわかりませんが、きちんとしたコース整備というものをイメージ図まだないので、何とも言えませんが、そのコースづくりをきちんとしていただきたいと思うので、この辺どのように考えているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課課長補佐（栗林政和君） ご意見ありがとうございます。ランニングコース、ウォーキングコースの整備につきましては、県内もしくは栃木県ですと、サイクリングでプロの団体があつたりということで非常に活用されているということも伺ってございますので、しっかりと県内、県外問わず、先進事例を確認しまして、コース設定、整備を進めていきたいと考えてございます。ご意見ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 先行事例、参考にされるのは非常にいいことだと思いますので、期待しております。

終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 新たなにぎわいづくりの中の桜並木についてなのですが、町のシンボルである桜を核とした交流人口の拡大を図るということで、震災前から桜については全国的にも大変有名な観光地ということだったわけですけれども、今回並木の改良や樹木医による適切な維持管理等、整備していくということではあるのですが、最近のやはり桜が非常に何か大分前に比べて老朽化もあるで

しょうし、枝切りのやり方とかいろいろあるのでしょうかけれども、ほかの方からも非常に以前に比べて余りよくないのではないかという話をよく私も聞いております。そういう上で、交流人口の拡大を図るためにはこの桜並木は大事でありますので、これ本当に真剣になって、この桜をどうしていくかということを考えていかないと、今県内でもいろんなところに桜並木もどんどんできていますし、ほかにやはりとられる可能性も大いにありますので、この辺、桜についてどのように考えているのか、具体的にちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 桜は、町の誇りであります。その中で、富岡町が売りにしているのは並木という形で考えておりますので、単体で攻めていくということは考えてございません。当然議員より、また町民の皆様より、しっかりと桜の管理についてやるべきだということをご意見いただいておりまして、今回桜並木の改良、それから樹木医によるという形で書かせていただきましたが、これまで植樹帯、歩道というのは混み混みになっておりますが、そこに車が結構出入りしているということで、以前小さ目のロープを張らせていただいた部分があるのですが、そこをちょっとなくしたいなと考えてございます。それらも含めて、道路管理者である都市整備課ともまた詰めながら、しっかりと桜というものをキープしていきたいなと考えてございます。こちらは本当にシンボルでございますので、町としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 本当に深刻な問題だと思いますので、ぜひしっかりと。これに対しての予算づけは、私もどんどんつけていただいてもいいと思っていますので、しっかりと、あと特にリフレ富岡の前の桜の木なんかも大分老木といいますか、寿命が来ているのかなということもありますので、植えかえ等も含めて少しずつやっていかないと、なかなか厳しいのかなと思っていますので、その辺ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、もう一点ですが、特定復興再生拠点のアクションプランを本年度中に策定するというお話を聞きましたけれども、そんなに急がなくてはいけないのか、急がなくてはいけないのはわかりますけれども、急ぐといろいろ支障が出てくるのかななんて思うのですけれども、何でかんで本年度中にやらないといけないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 先に伺いました樹木関係の管理については、しっかりとということでご意見承りました。既に現行予算で2,000万円ぐらい街路樹整備で予算つけておりますが、そちらについてはしっかりと取り組ませていただきたいと思います。

アクションプランの工期、今年度ということについては、これかなり前から言わせていただいておりますので、そちらを守っていきたいなと考えてございます。視点としては、この三本の柱ということで、くらし、にぎわい、健康づくり、それから教訓を生かしたということで防災という視点もいろ

いろいろありますが、こちらにご異論なければこのまま進めさせていただければと考えておるところでございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 双葉警察署、夜の森駐在所について、ちょっと質問させてください。これ何か使用開始が令和5年度だから、令和5年の春先かなと思うのだけれども、まだもし間に合うのであれば、今の場所、ちょっと暗いというか、わかりづらいというか、新しいまちづくりをするのであれば、JR夜ノ森駅から真っ正面のロータリーの辺だったり、あと今回予定しているリフレの構内だったり、ちょっと場所変えてもいいのかなと思うのです、この際だから。そのほうが利用しやすいかなと思うので、もし県に物が言えるのであれば、町有地とバーターしたり何かできれば、その辺考えあるかどうか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまのご意見につきましては、既に警察署に話をさせていただきました。既存の場所ではなく、やはり駅前ということも必要ではないかということも話をさせていただきましたが、県警としてはそちらで再開するという見解であるということを伝えられております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 1点だけ教えてください。

今度、先ほど健康増進センターもつくりたいということで、私それいいかなと思うのですが、そうなってくると、これから夜の森というイメージが、もちろん今は桜も出ていますが、夜の森公園とつつみ公園、これを少しでも大きさを大きくして多目的に使えるような公園というのも、これからも考えてもいいのかなと。そうすると、そこに来る人がそういう健康増進センター等の利用度もふえていくのではないかと思うのですが、そういう考えは。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 面積から申し上げますと、夜の森公園は既に4ヘクタール、つつみ公園は5ヘクタールございます。さらにでかくするというと、どこまでということもありますので、慎重に検討しなければいけないかと思っておりますが、現在企画で考えておりますのは、公園と公園をつなげていく、連動していくということが必要ではないかと考えてございます。そちらをちょっとご理解いただきたいと思っておるところでございます。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○9番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 1点だけちょっとお願ひがあるのですけれども、これはつくっていく上にお

いて、“くらし”の再生というところで、住まい、町営住宅と災害公営住宅は必要ならばということで書いてあるのですけれども、解体も進んでいるわけですけれども、ある程度メインとなる居住地の位置というか、大枠、やっぱりこういうところを居住の中心にして進めていきたいというようなことがあると、非常に戻ってきたりとかそういう人たちも、家に戻る人ばかりではないので、そこがもうちょっと詳しくあってもいいかなと感じているのですけれども、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ここにお示ししている町営住宅等々以外には、なかなかこれから夜ノ森の駅前に私住みたいといつても町で土地持っているわけでもないし、それらについてはなかなか難しいと思います。

ただ、夜の森の5階建て住宅の跡地、これらについては皆さんの意向があるとすれば、戸建ての災害公営住宅というようなものができるかどうか、この辺も今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

10番、高野泰君。

○10番（高野 泰君） にぎわいづくりの話なのですが、昔夜の森公園ってあったよね。今もこの後どんなふうにするのか。やはり余りにも見えないから、これから今ランニングコースつくるとか、そういうふうに言っていますが、これからのにぎわいづくりにはグラウンドゴルフとか、パークゴルフとか、あとはイベント会場とか、そういうふうなことも考えられないのかな、やっぱり。その辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどご意見いただきましたグラウンドゴルフ、またはパークゴルフ等々については、夏に開催した意見交換会でもさまざま出ておりました。そちらにつきましては、拠点の中がいいのか、外がいいのかとか、いろいろ考えている部分ございますので、今般示させていただいたのは、従前の夜の森公園というものを当然イベント、桜まつりで活用しておりますが、そちらは復活させていくという考えでは変わりはございません。

今ほど言ったスポーツ系については、もうちょっと議論しなければいけない部分があるかと思いますし、それは頭の片隅には必ず入っておるということだけ申し伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、よろしいですか。

○10番（高野 泰君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、特定復興再生拠点整備アクションプランについてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時34分)

---

再 開 (午後 3時35分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、会計年度任用職員の給与等に関する条例についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。会計年度任用職員の給与等に関する条例についてを説明いたします。

近年になりますが、多様化する行政需要に対応するため、全国的に臨時職員や非常勤職員などの非正規社員の任用が増加しております。総数は全国で64万人を超え、この数は各地方公共団体で働く人の5人に1人がというようなことに当たります。しかしながら、臨時職員や非常勤職員の任用や勤務条件に関する取り扱いにつきましては、法制度において明確になってはおらず、任用上の多くの課題が指摘されているところでございます。会計年度任用職員制度につきましては、これらの指摘を踏まえまして、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより、制度に関する規定が整備され、制度の明確化及び任用の厳格化が図られたところでございます。町いたしましては、改正法の施行期日である令和2年4月より、しっかりと会計年度任用職員制度に移行できるよう、本条例を制定しようとするものでありますので、よろしくご確認をくださいますようお願いしたいと思います。

説明の詳細につきましては、総務係長、阿部からさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

説明は着座のままで結構です。

○総務課総務係長（阿部祥久君） それでは、会計年度任用職員の給与等に関する条例についてご説明申し上げます。

全員協議会資料5-1、制度の概要をごらんいただければと思います。まずは、資料の左側になりますが、1の地方公務員法及び地方自治法改正の趣旨、それから法改正の内容をごらんいただきたいと思います。今回の条例を制定する会計年度任用職員制度につきましては、平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、新たに創設された制度であります。先ほど総務課長からもありましたが、これまで多様化する行政需要に対応するために、さまざまな形で富岡町の場合でいえば嘱託員という形で非常勤職員を任用していたところでございます。法制度上の任用や勤務条件に関する取り扱いが明確化されていなかったというさまざまな問題がありますことから、今回国で地方公

務員法、それから地方自治法の改正が行われまして、今後の統一的な取り扱いと制度基盤が構築されたところであります。制度の明確化と任用の厳格化が図られたことで、今回条例を整備していくということになっております。

これらの法改正が行われました経緯としまして、任用上の課題、大きく3点ほどございました。1点目が通常の事務職員でも特別職で任用されているということから、地方公務員法が適用されず、一般職であれば課せられる守秘義務等の服務規律が課せられないということ。

2点目が常勤職員であれば、競争試験や選考といった形で採用方法が上位法で定められておりますが、地方公務員法の適用を受けないがために、非常勤職員の採用方法等が不明確であったということ。

それから、3点目が常勤職員と同様の労働者性があるというにもかかわらず、期末手当の支給ができなかったということがございます。

これらの課題解決の対策としまして、地方公務員法において、特別職と臨時的任用として任用ができる範囲の厳格化と会計年度任用職員制度の新設により、採用方法等を含めた制度の明確化が図られ、地方自治法におきましては、国との制度的均衡と同一労働同一賃金の観点から、期末手当の給付に関する規定が整備されたというところでございます。

これらの法改正によりまして、当町において、これまで嘱託員として採用してきた方々を会計年度任用職員として採用することとなりますので、資料、右側の3つにあるイメージのとおり、改正法の施行日である令和2年4月1日から制度運用を開始できるよう準備を進めてまいりたところでございます。

4番目の会計年度任用職員とはというところをごらんいただきたいと思います。改正後の地方公務員法、地方自治法の規定によりまして、任用するために必要な条件を条例で整備するということとなっておりまして、新規条例の制定に必要な地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員の区分、それから勤務条件、地方自治法204条の規定による給付の内容をこちら4つに記載しております。会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤職員でありまして、1週間当たりの勤務時間が正職員と同一のフルタイムの職員と短時間勤務のパートタイムの職員に区分されます。フルタイムの職員につきましては給料、旅費、各種手当を、パートタイム職員につきましては、これまで同様、報酬、費用弁償、各種手当ということで給付ができることとなります。これらの内容を踏まえまして、会計年度任用職員の身分や勤務条件、給付に関して必要な規定を整備すべく、新規条例を制定するものでございます。

次に、全員協議会資料の5-2、会計年度任用職員の給与等に関する条例（案）をごらんいただきたいと思います。12月定例会に提出させていただく条例案になります。本条例につきましては、制度概要で申し上げました改正法に基づき、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償につきまして、全31条立てで定めるものであります。

第1条におきましては、この条例の趣旨を定め、第2条では地方公務員法第22条の2第1項第2号

により採用されたフルタイムの会計年度任用職員と同項第1号により採用されたパートタイム会計年度任用職員の区分による給与の内容と支払い方法を規定しております。

第3条から第16条までは、こちらフルタイムの会計年度任用職員の規定となっておりまして、第3条では給料の種類と職員給料を準用する適用範囲を定めまして、第4条では職務の級を定めており、これまでの嘱託員の職務基準を踏まえまして、提携的な、または補助的な業務を行う者と相当の知識や経験を必要として業務を行う者を別表に掲げまして、職務の基準に従い、任命権者が決定する旨を規定しております。

第5条では、号給の基準を定めまして、職務に有用な学歴免許等を考慮して上位の号給とできる規定と正職員との均衡を図る観点から、給与の支給上限となる職務の級と号給を規定しております。

第6条から第11条につきましては、職員の支給規定を準用しております、第6条では給料の支給の規定、第7条では通勤手当の支給規定を、第8条では超過勤務手当の支給規定、それから読みかえ規定、第9条では休日給の支給規定と読みかえ規定、第10条では夜勤手当の支給規定と読みかえ規定、第11条では宿日直手当の支給規定と宿日直業務に従事する際は超過勤務手当、休日給、それから夜勤手当の支給対象にはならないという規定をそれぞれ定めております。

第12条では、給料、超過勤務手当及び休日給の算定時における端数処理の規定を、第13条では期末手当の支給について在職期間の算定方法を規定し、第14条では特殊勤務手当の支給規定と職員の支給規定を準用する規定を、第15条では勤務1時間当たりの給与額の算定方法を、第16条では欠勤等による給与の減額規定をそれぞれ定めております。

第17条から第27条までは、パートタイム会計年度任用職員の規定となっており、第17条では月額、日額、時間の報酬額の算定方法を規定しております。

第18条では、特殊勤務に係る報酬の支給規定を、第19条では超過勤務に係る報酬の規定、第20条では休日勤務に係る報酬の支給規定、第21条では夜勤勤務に係る報酬の支給規定をそれぞれ定めております。

第22条では、報酬の端数処理方法を定めており、第23条では期末手当の支給について在職期間の算定方法を規定しております。

第24条では、月額、日額、時間報酬の支給規定を、第25条では勤務1時間当たりの月額、日額、時間報酬額の算定方法を、第26条では月額、日額報酬の支給を受ける職員の1時間当たりの報酬の減額規定を、第27条では通勤に係る費用弁償の支給規定と減額措置返納について定めております。

第28条においては、フルタイム、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費、それから費用弁償の支給規定を定めております。

第29条では、給与からの控除規定を定めており、第30条では町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与についての職務の特殊性を考慮し、定めるものとする町長の特任事項、こちらを規定しております。

第31条では、規則への委任規定となっております。

附則において、こちら改正後の地方公務員法、それから地方自治法の施行期日と同日である令和2年4月1日を施行日として、別表においては第4条関係の職務の給与を定めているということになっております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、会計年度任用職員の給与等に関する条例についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時45分)

---

再 開 (午後 3時46分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、富岡町森林環境譲与税基金条例についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） お疲れさまです。それでは、産業振興課より富岡町森林環境譲与税基金条例について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年3月に公布、4月1日に施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税は、法規定により使い道が限定されるとともに、単年度で全額を活用しなかった場合には、翌年度に繰り越すこととされていることから、適正に譲与税を管理し、森林整備に関する施策の財源に充てるため、富岡町森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、畠山補佐より説明をさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） それでは、資料ナンバー6-1と6-2がございます。まず、6-2をごらんいただければと思います。

今回の新規条例制定の概要でございます。上の黒枠内には、今ほど課長が申し上げた点を記載してございます。真ん中、制度の仕組み、縁枠で記載してございます。まず、森林環境税は令和6年度に課税が開始となりまして、個人住民税の均等割に加算される形で国税として町が賦課徴収し、県を通して国に納付されます。森林環境譲与税は、今年度から譲与が開始されますが、法の規定によりまして使途が限られているとともに、単年度で全額を活用しなかった場合には、翌年度に繰り越すことと

されているため、この譲与税を適正に管理し、将来の森林整備に関する財源に充てるため、今基金条例を制定するものでございます。

なお、中央、青枠の中で将来の活用を記載してございますけれども、まずは既存制度で財源のあるふくしま森林再生事業を活用し、この譲与税は当面は積み立てて、将来の活用を予定しているところでございます。

左下には、譲与税の使途についての記載でございます。先ほど法によって使途が限られると申し上げましたけれども、その法律第34条の抜粋でございます。譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならないとしまして、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策となっております。

その右には、現時点での年度ごとの譲与額についてでございます。譲与額は、私有林人工林の面積、いわゆる町の林野率、それから人口などの案分により算定されまして、今年度から令和3年度までが年間328万8,000円、以降、記載のとおりでございまして、将来的には令和15年度以降、年間980万円の譲与となる予定でございます。

次に、資料6－1をごらんいただければと思います。条例案についてでございます。第1条では、基金設置の目的として、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために基金を設置する旨でございます。

第2条は、基金の積み立てに関する規定です。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金の運用から生ずる収益の処理を規定するものです。

第5条は、第1条に規定する費用に充てる場合には、この基金を処分する旨を規定しております。

第6条で、本条例に定める以外に必要なことについて、町長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則として、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして付議事件6、富岡町森林環境譲与税基金条例についてを終わります。

入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時51分)

---

再 開 (午後 3時51分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件7、町税の課税方針についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） 皆さん、お疲れさまでございます。税務課よりは、町税の課税方針につきまして、令和2年度の町税等の課税方針について、また台風第19号等の被災者に対する町税等の減免措置につきましてご説明差し上げます。説明に当たっては、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料7-1の町税等の課税方針についてをごらんください。町税等の減免につきましては、長引く避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく、平成23年度より実施しておりましたが、国からの補填財源が不透明なことから、今年度より減免内容を見直しております。令和2年度の課税方針については、ほぼ本年度と同じ内容になっておりますが、一部償却資産の内容につきまして見直しをしております。

まず初めに、住民税につきましては、今年度と同様に通常課税の方針です。

次に、固定資産税につきましては、避難指示を解除された区域の土地・建物の固定資産税は令和2年度は2分の1の課税で、令和3年度からは通常課税の方針となります。なお、帰還困難区域は、避難指示まで全額課税免除が継続されるものでございます。

償却資産については、既に通常課税となっておりますが、今年度は震災などで壊れるなど使用できない場合などは、避難指示区域の区別なく申請により減免を判断しておりますが、令和2年度からは帰還困難区域内の対応とする方針でございます。

次に、環境省が実施する被災家屋の解体につきましては、今年度と同様に避難指示解除区域内において令和元年12月末までに解体を環境省に受理され、令和2年12月末までに解体された家屋につきましては、令和2年分を減免する方針であります。

なお、減免を対象とする解体家屋につきましては、12月末までに解体が完了しないが、既に工事などに着手しているものにつきましては、家屋が損傷が加えられ、その価値が減じられていることから、減免条例の範囲内で減免の対象とする解体家屋としまして整理しているところであります。これらにつきましては、今年度から対応する方向性で進めておるところでございます。また、震災などの影響により住宅が解体された敷地につきましては、空き地であっても令和3年度分までは住宅用地の特例が適用され、課税標準額を200平米までは6分の1、それを超える部分は3分の1の額となるものでございます。

次に、国民健康保険税及び介護保険料につきましては、毎年2月中に国からの財政支援の通知により減免を決定しているところであり、国の財政支援が継続される場合は、令和2年度も避難指示が解除された区域の上位所得層世帯及び上位所得者を除き、全額減免が継続されるものでございます。また、帰還困難区域の方は、所得の制限はなく、全額減免が継続されるものでございます。しかしながら、国からの財政支援が終了の場合は通常課税となるものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、既に通常課税となっておりますが、帰還困難区域内に使用不能

等で片づけができない場合は、申請により減免とする方針であります。

以上が令和2年度の課税方針となり、本条例の上程につきましては、3月定例会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料7-2-1、台風第19号等の被災者に対する町税等の減免措置につきましてご説明申し上げます。台風19号及び10月25日の豪雨により、多くの町民の方が被害を受けられ、特に大きな被害を受けられた方に対しまして、地方税法の規定及び国の通知に基づきまして、今年度の町税等の減免措置を実施しているところでございます。減免措置の対象とする町税等につきましては、今年度の住民税、国民健康保険税、介護保険料のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する課税額となります。

まず初めに、2番の住民税の減免措置でございますが、住宅または家財の損害が10分の3以上の損害を受けた方のうち、平成30年中の合計所得額が1,000万円以下の方が措置の対象となるもので、減免割合につきましては、平成30年中の合計所得の金額及び住宅等の損害に応じたものになるものでございます。なお、対象課税額につきましては、普通徴収の方は3期及び4期分の課税額、特別徴収の方は10月分以降の課税額となります。

次に、国民健康保険税及び介護保険料の減免措置につきましては、居住する住宅の損害が床上浸水及び半壊以上の方で、減免の割合は損害に応じまして2分の1あるいは全部となるものでございます。対象の課税額につきましては、4期、5期、6期の課税額となるものでございます。

なお、減免措置に対する本条例につきましては、10月28日に専決処分をいたしまして、12月の本定例会に報告いたしまして承認を賜りたく、お願ひ申し上げます。

続きまして、7-2-2、令和元年台風第19号等による被災者に対する町税等の減免に関する条例につきましてご説明申し上げます。本条例の説明に当たりましては、課長補佐の林よりご説明申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○税務課課長補佐兼固定資産係長（林 裕司君） 令和元年台風19号等による被災者に対する町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

資料7-2-2が条例の全文となってございますが、条例の内容については要約で説明させていただきます。初めに、第1条では、この条例の趣旨として、今回の台風及び豪雨により被災された方が納付すべき町税などの減免については、現行の税条例などの規定によらず、この条例の定めるところにより減免するものとしております。

次に、第2条では、町民税の減免について定めております。被災された方のうち、前年の合計所得額が1,000万円以下の方について、災害を受けた日以後の納期に係る税額を免除または軽減する内容となっております。具体的には、所有する住宅または家財の損害の程度が10分の3以上、10分の5未満の方については、前年の所得により2分の1から8分の1の割合で、また損害の程度が10分の5以

上の方については、前年の所得により全額または2分の1から4分の1の割合で軽減または免除するものでございます。

第3条は、国民健康保険税の減免について定めております。今回の台風などにより居住する住宅が全壊または床上浸水、半壊、大規模半壊となられた方について、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次のページに表がございますが、住宅の損害程度により免除または2分の1の軽減を行うものであります。

第4条は、介護保険料の減免について定めております。国民健康保険税の減免と同様、住宅の損壊の程度により、災害を受けた日以後の納期に係る保険料について、免除または2分の1の軽減を行うものであります。

第5条以降は、減免の申請や決定の通知に係る書類の様式、減免の決定取り消しに係る用件等を定めるものとなっております。

令和元年台風第19号等による被災者に対する町税等の減免に関する条例についての説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件7、町税の課税方針についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 4時02分)

---

再 開 (午後 4時02分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

その他の1、住民意向調査2019速報についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、私から住民意向調査2019速報について説明させていただきます。

また、案件にはないのでございますが、昨日常磐線に関するこの広報がJRより発表されましたので、そちらについても2点ほど説明させていただきたいと思います。

まず、住民意向調査2019の速報版についてでございますが、8月26日から9月9日まで実施し、6,612世帯を対象にやりました。座って説明させていただきます。有効回収率は44.2%、前年度対比0.1ポイントの減となっております。詳細については説明を省略させていただきますので、よろしく

お願ひいたします。

続きまして、JR常磐線に関することについて説明させていただきたいと思います。お手元にJR東日本ニュースということで、2枚ほどつづっているものがございます。まず、10月29日付、JR東日本ニュースでは、スイカ利用可能エリアの拡大が公表されております。当初にかかる駅といたしましては富岡駅及び夜ノ森駅となりますけれども、こちらは2020年春よりスイカ利用が可能となります。

なお、中段の米印1つ目でございますが、四角の囲みの下の1つ目の米印でございます。「各エリア内完結のご利用となります。首都圏エリアと仙台エリアをまたがってのご利用はできません」となっておりますので、こちらの点について若干説明させていただきます。この点につきましては、下段の図のとおり、浪江駅から南の駅は首都圏エリアのスイカとなっております。小高駅から北のエリアは仙台エリアとなりますので、エリア間をまたがるという、例えば夜ノ森駅から小高駅は仙台駅への利用は原則スイカは使用できないということになります。ですので、北に向かう場合、富岡駅の利用の場合は券売機から乗車券の購入を、夜ノ森駅は発行駅から乗車駅証明書を受け取るような形になります。なかなか説明しにくい部分はありますが、詳細については各駅にわかりやすい表示をするようJRに求めてまいりたいと思います。

続きまして、昨日12月4日付で公表されましたJR東日本ニュースで常磐線、富岡駅から浪江駅間の試験運転の実施について説明させていただきます。記載のとおり、12月18日から試験運転を開始するとなっておりますので、ご連絡をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、その他1、住民意向調査2019速報についてほかを終わります。

執行部からその他ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 議員からは何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、ちょっと私から1点、ちょっとお待ちください、すぐ終わりますから。議員にお願いしたいのは、2月の中旬もしくは27日、来年ですけれども、双葉郡の町村議員の研修会があるので。そのテーマを広域に出さなくてはいけないので、今度の定例会の初日まで、11日までお考えのある方はぜひそのテーマを事務局に提出していただきたいと思います。

各議員からその他ないと言ったのですね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午後 4時07分)